

平成26年西東京市教育委員会第8回定例会会議録

- 1 日 時 平成26年8月19日（火）
開会 午後2時03分 閉会 午後3時58分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 宮 田 清 藏
委 員 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
教 育 長 江 藤 巧
- 5 出席職員 教 育 部 長 櫻 井 勉
教育部特命担当部長 坂 本 眞 実
教育企画課長 早 川 礼 成
学校運営課長 宮 坂 哲 史
教育指導課長 田 中 稔
教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 内 田 辰 彦
指 導 主 事 宮 本 尚 登
教育支援課長 渡 部 昭 司
教育部副参与兼社会教育課長 山 本 一 彦
公 民 館 長 田 中 政 治
図 書 館 長 奈 良 登喜江
- 6 事務局 教育企画課課長補佐 岡 本 範 子
教育企画課企画調整係長 倉 本 直 子
- 7 傍聴人 6人

平成26年西東京市教育委員会第8回定例会議事日程

日 時 平成26年8月19日（火） 午後2時から
場 所 防災センター6階 講座室2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第34号 教育財産の取得について（申出）
- 第 3 議案第35号 平成26年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について
- 第 4 議案第36号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 5 議案第37号 平成26年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成25年度分）について
- 第 6 報 告 事 項
 - (1) 市立中学校第2学年男子生徒の死亡事案の発生について
 - (2) 下野谷遺跡国史跡指定についての意見具申について
- 第 7 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成26年第8回定例会
(8月19日)

午後 2 時 03 分 開 会

議事の経過

○竹尾委員長 ただいまから平成26年西東京市教育委員会第8回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程について、日程第6 報告事項（1）市立中学校第2学年男子生徒の死亡事案の発生については、都合上、日程第1 会議録署名委員の指名の次に行いたいと思います。また、日程第2 議案第34号 教育財産の取得について（申出）及び日程第6 報告事項（2）下野谷遺跡国史跡指定についての意見具申についてにつきましては、関係する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第14条第2項の規定に基づきまして、一括して議題といたします。

○竹尾委員長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は宮田委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。それでは、本日は宮田委員にお願いいたします。

○竹尾委員長 日程第6 報告事項（1）市立中学校第2学年男子生徒の死亡事案の発生について、説明をお願いいたします。

○田中教育指導課長 私からは、市立中学校第2学年男子生徒の死亡事案の発生について説明申し上げます。配付いたしました資料を御覧ください。

まず初めに、1 事案の概要についてですが、発生日、発生場所、内容、学校、当該生徒につきましては記載のとおりでございます。なお、学校名、本人の氏名等につきましては、個人情報の保護の観点で示しておりません。お許しいただきたいと思っております。

それでは、2 事案発生までの経緯の概要を説明いたします。

平成26年7月30日（水曜日）午前8時50分頃、市立中学校に通う第2学年男子生徒が自宅にて自殺を図る事案が発生しました。当該校は、男子生徒が自殺を図り公立昭和病院に搬送された旨の連絡を当日午前11時頃田無警察署より受けました。その後、病院に校長が駆けつけるなどの対応が図られましたが、残念ながら男子生徒が死亡した旨の連絡を午後1時10分頃に受けることとなりました。自殺に至った理由等は、現在警察にて捜査中ではありますが、報道等によると父親の暴行等が直接的な原因であると報道されております。

学校における男子生徒は、明るく、活発な生徒でありましたが、6月13日（金曜日）から体調不良等を理由に学校を休むようになり、7月18日（金曜日）の第1学期終業式まで欠席の状況が続きました。当該校では、長期欠席の対応として、学級担任を窓口延べ8日間で14回、家庭に電話連絡をし、家庭訪問や三者面談の実施など本人、保護者との面談等を要望いたしましたが、祖母の実家に行き不在であること、本人の精神的な理由などによりしばらく欠席させることを理由に実現には至りませんでした。その後、7月30日、自宅にて自殺を図り、窒息により死亡いたしました。報道等によりますと、欠席の期間中、暴力等が父親により行われていたとのことでございます。

続きまして、3 事案発生後の教育委員会等の対応について説明いたします。

まず、7月30日（水曜日）、事案発生の連絡、そして死亡の連絡を当該校より受け、教育

委員会といたしましては、学校、病院、警察に指導主事を急行させ、事実把握のための調査を開始いたしました。情報収集のための聞き取りは、管理職、学級担任を含む学年教員全員、養護教諭から行いました。

その翌日、7月31日（木曜日）午後4時頃、警視庁により本事案の報道機関への発表が行われ、死亡前日、家庭内で父親の暴行等が行われたこと、あざが数十箇所あったこと、父親が傷害容疑で逮捕されていることが明らかになりました。

教育委員会としましては、当該校の在校生徒、保護者等の不安等を受けとめ、できるだけ早く対応を開始できるよう、特に在校生徒の不安定になるであろう心理状況を学校、家庭が連携して心理的ケアを進めることを第一に考え、8月1日の金曜日には全学年の保護者を対象にした臨時保護者会を、8月2日の土曜日には臨時全校生徒集会を開催いたしました。臨時保護者会には391名の保護者が、全校生徒集会には418名の生徒が参加いたしました。

その後、8月4日の月曜日より、男子生徒の所属学級、所属の部を中心に、スクールカウンセラー、市教育相談員によるカウンセリングを教育支援課のマネジメントにより実施しております。

また、日には戻りますが、各市立中学校にも事態を報告するとともに、児童虐待への対応の徹底を図るために、8月1日（金曜日）に臨時校長会を開催いたしました。その場では、現在不登校状態にある小・中学校児童・生徒の状況確認をすることもあわせて指示いたしました。

その後、8月8日の金曜日、今後、本事案を全庁的に検証し、再発防止に結びつけるために、本件に係る庁内連絡会議を開催いたしました。

続きまして、4 本事案における子どもへの虐待対応上の問題について、私どもの見解、問題点を整理して説明いたします。

まず1点目は、本事案の最も大きな問題となります。当該校におきましては2回、父親の暴力による男子生徒のけが、あざを確認いたしました。子ども家庭支援センター、児童相談所への通告や教育委員会への相談等には至りませんでした。

そのうち、1回目につきましては、平成25年11月、学級担任、生活指導主任、養護教諭、第1学年の教員等により右目にけが、あざが確認されました。しかし、虐待、また虐待が疑われる事案とは認識せず、校長が同席する教育相談部会において生活指導主任から父親による暴力事案として報告されましたが、校長は、子どもへの虐待、疑われる事案とは思わず、児童虐待防止法第6条に基づく子ども家庭支援センター、児童相談所への通告や教育委員会への相談等をいたしませんでした。

2回目につきましては、本年4月、学級担任が顔に小さなあざがあることを確認し、男子生徒も父親からの暴力によるものであると認め、そのことについて学級担任は当該学年の学年会で報告いたしました。この情報は教員間で情報共有するにとどまり、校長への報告や法に基づく通告や市教委の相談には、こちらについても至りませんでした。

2点目の問題につきましては、中学校長への聞き取り等により推測される中学校という学校種についての児童虐待に関わる課題であります。当該校に限らず、中学校の教職員は、中学生が自己主張したり、保護者への依存関係が小学校時代に比べ低くなったりするという発

達段階から、子どもへの虐待についての感度や早期対応への意識が十分に高められていないという問題でございます。

3点目の問題としましては、教育委員会としての課題です。これまでも教育委員会は、各学校において児童虐待防止にかかわる研修を行うよう通知等をし、当該校においても実施されてきました。また、教育委員会としましては、管理職、人権教育尊重担当の教員対象の研修を行ってまいりました。教育委員会として確実に通告義務を果たさなければならないということを直接全教員に伝える児童虐待防止についての研修会は、この間、実施しておりません。このことも当該校の教職員の児童虐待への感度を高められなかった要因の一つであると認識しております。

4点目は、今回、近隣住民や保護者等から当該校等に対して男子生徒への虐待に関わる情報提供や子ども家庭支援センター、児童相談所等への通告等がありませんでした。このことは、学校を中心とする問題だけではなく、西東京市の児童虐待に関わる大きな課題であると認識しております。そして、この課題認識を、既に子育て支援部と共有化してございます。また、庁内会議及び各所管での今後の対応策の検討を既に始めております。

以上の4点が現時点の問題認識でございます。後ほど御意見等いただければと存じます。

続きまして、5 市立学校における再発防止及び当該校の生徒等のための対応について説明いたします。

先ほど説明させていただきました4点の問題を踏まえ、これから説明する対策に当面の間、取り組んでまいります。

まず、当該校における当面の取組について説明いたします。

当該校における取組の一つ目は、生徒の心理面のケアについての対策等でございます。当該校においては、生徒等の心のケアを図るため、スクールカウンセラー及び教育支援課に所属する臨床心理士を緊急的に配置いたします。これにつきましては既に実施しておりますが、その状況につきましては教育支援課長より後ほど補足説明いたします。

二つ目は、今回、当該校の教職員は、児童虐待防止法に基づく対応、東京都の作成した児童虐待防止研修セットを踏まえた対応等がなされませんでした。当該校の教職員が児童虐待への感度を、そして認識を高めるために、基本的な対応についての理解を深めるための東京都と連携した校内研修会を実施してまいります。

三つ目は、本事案を風化させないため、当該校において毎年7月を「(仮称)いのちの大切さを考える月間」と位置づけ、生命尊重、人権尊重に関わる教育活動等を実施いたします。

以上3点が当該校における取組となります。

続きまして、教育委員会における取組について説明いたします。

一つ目は、市立学校教職員の児童虐待防止に関する理解を深めるとともに通告義務の周知を図るために、全教員を対象とする緊急的な教育委員会主催の研修会を実施いたします。これは8月28日に保谷こもれびホールで行うことを既に決定し、通知してございます。

二つ目は、本事案の教訓を風化させないため、学校管理職、教員等を対象とした児童虐待防止にかかわる教育委員会主催の研修会を毎年実施いたします。本研修は、前年度欠席者、転入者は悉皆研修とする予定でございます。

三つ目は、学校における児童虐待防止に関する組織的な対応を図るために、市立学校全校に児童虐待防止を担当する組織を設置し、会議を定期的で開催させるとともに、教育委員会及び関係諸機関への適切な報告を行わせるようにしたいと考えております。

四つ目は、子どもへの虐待事案の早期発見・早期対策を図るために、教育委員会は西東京市要保護児童対策地域協議会との連携を一層深めるとともに、市長部局との横断的な児童虐待防止に関する連絡会を定期的実施してまいりたいと考えております。

以上の4点を当面对策として実施してまいります。このうち、是非対応策について御意見等を頂戴したいと考えております。

私からは以上でございます。

○渡部教育支援課長 私のほうからは、教育指導課長に補足しまして、学校への支援及び生徒の心のケアについて報告をいたします。

学校への支援といたしまして、事案発生当日より夏休み期間に配置のないスクールカウンセラーの出勤を要請し、教員のサポートを行い、翌日から教育支援課より常勤職員である臨床心理士を派遣しまして、職員会議での簡易の心理教育研修、また学年会、教育相談部会などの学校内の会議への出席、発信する文書や保護者、生徒への話し方のアドバイスのほか、教員の焦燥感ですとか不安、また不満であったり、時には怒りの感情であったり、心の問題に対するサポートをしているところです。夏休み中は毎日職員朝礼と昼の職員会議に出席し、日々の状況の把握と情報提供などを行い、学校の支援を継続していくこととしております。

次に、生徒の心のケアについてでございます。

8月1日、臨時校長会で各校にもこの事案に関係する児童・生徒からの問合せなどがあることも想定されたことから、子どもの心のケアに関する教員向けの心理教育資料を当日中にメールにて配布することを伝えました。

また、同日の保護者説明会、翌2日の全校集会では、心のケアについてスクールカウンセラーから説明するとともに、資料並びに随時相談を受ける体制をお知らせするための夏休み期間中の日直教員、スクールカウンセラー、市から派遣する臨床心理士の配置表を配布いたしました。

全校集会後からは希望する生徒の相談が随時行われ、4日からは生徒の所属学級及び部活動の生徒への電話連絡を開始しまして、個別またグループによる相談を行っているところです。昨日、18日までに、学級は33名中27名、部活動は88名中74名の生徒の相談が行われたところです。そのほか、随時希望により行われている相談には、7名の生徒のほか、5名の保護者の相談を受けているところでございます。

今後に関しましては、まだ実施できていない学級や部活動の生徒に対する個別の相談を行うとともに、希望する生徒の相談を随時受け付けること、また、2学期当初の生徒の受入れに関する心理的研修を29日、教員の準備出勤日に合わせて学校で行う予定としております。

全生徒に対しましては、2学期当初に心と体の健康調査を行い、通常より学校全体で行われている全員面接の中で心のケアを行っていくこととしています。

2学期からの円滑な学校運営が大切であることと認識した上で、引き続き生徒、保護者、教員を含め学校の支援を行っていくこととしております。

私からは以上でございます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森委員 冒頭でございますけれども、本事件で亡くなられた中学生の御冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。

今回の案件ですけれども、私としては、彼の心の叫びといいますか、そういったものを、保護者を含め、学校、それから地域で気付いてあげられなかった、彼を守ったり助けてあげられなかったということが、大変残念でありますし、悔いが残るということになります。中でも、特に、身近な存在である学校でございますので、体にあざがあるということがあった時点で虐待が疑われるということで、特に相談所等へ通告をする必要があったのではないかと気がいたしております。いろいろ調べますと、児童虐待防止法という法律がございます、その中で、虐待と疑われる場合でも、誰でも教職員、学校は、児童相談所などへ通告するようになっているようでございます。そういう意味でも、学校は通告することが必要だったのではないかとこのように思います。特に学校ですと、いろいろ子どもとの関係とか保護者との関係、それから教育的指導の関係があったりして、何か通告すること自体をためらったり迷ったりすることがないかということもあるのではないかと気がいたしますので、この辺の学校が通告しなかった点を十分検証を進めていただいて、今後、二度とこういう悲劇を繰り返すことのないような対応が必要ではないかと私自身思っております。

以上です。

○田中教育指導課長 8月1日に緊急で実施いたしました臨時校長会におきましても、私ども、教育長から全管理職に、今回の事案は第1回目において法に基づいた通告をすべき事案であると、それが適切な対応であるというようなことをお話をさせていただいております。また、2度目においても、同様に通告すべきであったというふうに考えます。特に2度目が発生したことで、学校はさらに危機意識を持って通告していただきたいかのような思いを持っております。校長自身も、その判断をしなかったことは、今、誤りであったということを認めている状況でございます。

では、なぜ適正に通告しなかったのかというような、現時点での私どもの分析でございますけれども、まず一つ目の理由は、本校の校長、そして教員の、虐待についての感度や認識がやはり低かったと言わざるを得ないということです。この事案については、校長、そして学級担任、学年教員、そして生活指導主任、養護教諭と、複数にかけて第1回目において認識してございました。その中でも、虐待事案として通告すべきだというような話は出ておりません。このことは、感度が甘かったと言わざるを得ないというふうに考えております。

二つ目の理由としましては、この男子生徒に関わり、本校の教職員の虐待認知に至る感度を鈍らせる幾つかの複数の要因があったと。それであったとしても通告していただきたいということはあると思いますが、学校からの報告によりますと、亡くなった生徒の学校生活における明るさ、あるいは活発さ、あるいはチェックリストにあるような他の虐待を思わせるような変化を見せていなかったということ、あるいは担任との良好な関係であったり、あるいは父親等の男子生徒の教育に関心が高いと思える動きが通告への判断を鈍らせてしまったと。とても残念なことですけれども、そのように聞いております。

特に1回目のけがのときに、「病院に連れていってもらいたい」と学校が申ししたところ、母親が、「すぐに連れていく」ということで、連れていったことも大きな要因であったとのことです。学校側の認識は、虐待等の事案については、病院に連れていくことを躊躇する保護者の傾向があるというふうに思っておりましたので、連れていったということが鈍らせてしまったというようなふうにも聞いております。

三つ目としましては、当該校の組織体制の問題であります。今回、教育相談部会という組織の中で報告されたにもかかわらず、その中のメンバーが、通告すべきだという話が出てきませんでした。このことは、そのことをしっかりと認知し、機敏に対応する組織自体がこの学校になかったというふうに疑わざるを得ません。

このあたり、3点のことをもちまして、今回、対応策を私どもとしては講じていきたいというふうに考えております。ただし、2点目の鈍らせた事案はありますけれども、やはり1点目の甘さというものについては、私どもも深く反省していきたいなというふうに思っております。

- 森本委員 本当に彼を救えなかったということで、関わった大人はみんな反省して、これからいろいろな対策を考えていかなければいけないと思っています。

まず、学校から案件が外へ出なかったということが一番の今回悔やまれるところではあると思うんですけれども、そうなってしまったことについては、各関係機関との関わりですとか教育委員会の働きかけなどがどうだったのかということもやはり反省していかなければいけないと思っています。

また、今回、彼の家庭については、いわゆるステップ・ファミリーと言われる家庭であって、彼が思春期になってから新しく築かれた家庭ということをとっても、変な言い方ですけども、それだけでも、ある程度、普通よりも注意深く見守っていったあげなければいけなかったと思うんですね。それで、なおかつ、こういう暴力事案があったにもかかわらず、学校がそこを虐待と認知しなかったということについては、今もいろいろお話はありましたけれども、そこがなぜそうだったのかというのは、本当に何度聞いてもやはりちょっと解せないところはあって、なぜそこで、これはちょっと虐待ではないのかなと、どなたも思い至らなかったということについては、とても本当に残念でならないし、その辺が本当にいまだに解せないところなんですけれども、そこについても含めて、この段階までで、スクールカウンセラーとかに関わるということにはなかったんでしょうか。

- 田中教育指導課長 男子生徒につきましては、スクールカウンセラー等に関わった事例はございません。また、先ほど御指摘いただいた、その他の機関についても、男子生徒についての相談があったというような事実もございません。

- 森本委員 あと、もう1点、不登校になりましたよね、不登校になった時点でも、学校は、だから、不登校の原因を一体どのように捉えていたのか。仮に、どのように捉えていても、そこからはスクールカウンセラーとの関わりみたいなものはあったのでしょうか。

- 田中教育指導課長 そのあたりは、直接担任のほうからスクールカウンセラーに相談したという話は聞いてございません。ただし、何かしら子どもに心理的なものがあったというようなことから、自分としては本人に寄り添っていきたいという強い思いはあったというふうに

聞いております。

- 森本委員 ということは、実際には不登校になってからも——結構長い期間、不登校の時期がありましたよね。でも、その間、一度も、担任の先生がスクールカウンセラーに相談することもなければ、スクールカウンセラーから当該生徒に対して何かアプローチがあるということは一切なかったということでしょうか。
- 田中教育指導課長 事実としてはございません。
- 高橋委員 不登校になって、その不登校の時期に全くカウンセラーが関わっていないというお話だったんですけれども、先ほどから、明るくて活発な子であったから虐待とされるような変化が見られなかったとかとありますけれども、その明るくて活発な生徒が突然不登校になったわけですよね。そして、学校内で先生方による不登校対策部会——呼び名はその学校によって違いますけれども、不登校対策委員会とか不登校対策班とかがあると思いますが、それがあったと思うんですが、そこで、この子のことは話し合われていたと思うんですね。もちろん、そこで情報共有はされていたとは思いますが、そのときに、例えば明るく活発な子がなぜ不登校になったのか、例えば、病気のために体調不良になったということですが、そのほかにも家庭状況が急激に変化して本人が戸惑っているとか、いろいろな要因が重なっていたんだとは思いますが、その原因ということを学校側は考えて把握しようとしていたんでしょうか。
- 田中教育指導課長 まず、当該男子生徒につきましては、長期欠席に至った最初の理由は体調不良ということでした。その後、本人の心理、気持ちの問題だというふうなことが母親、父親から出てきましたので、それをもって、学年の中では、今後どうしていこうというようなことについては話し合いがなされたというふうに聞いております。また、教育相談部会のほうにはスクールカウンセラーが出席しておりますので、週に1回行われているという実態の中では、情報共有自体は行われていたと。そして、窓口が担任であったというふうに聞いております。
- 高橋委員 この学校では、不登校になってしまった子どもについての具体的な先生方の対策というものは、方向性がまとまっていたんでしょうか。
- 田中教育指導課長 教育相談部会というものを特別に組織として設置してまして、特に不登校のお子さんであったりとか、困り感のある生徒について、特段の組織は一応できています。その中で話し合われていた中では、担任が当面中心になって対応していくということだったというように聞き及んでおります。ただし、先ほど報告しました、8日間、14回電話をしているうちに、その時点では全く虐待というような認識はありませんでしたので、不登校のお子さんの問題として解決していこうというような強い意思があったというふうに聞いております。
- 高橋委員 不登校のお子さんとして対応していこうという強い意思があったということですよ。そうすると、その不登校になってしまった原因として、精神的な心の問題というふうに保護者のほうは言ってきたわけですよね。その心の問題——何か心の問題を抱えているということに心当たりは、学校側はなかったんですか。
- 田中教育指導課長 実は、直前に運動会がございまして、その中で本人がバトンのミスをし

てしまったということで、非常にクラス全体に迷惑をかけてしまったというような話があって、クラス全体では、彼がそういうふうな思いに至らないように頑張ろうよというふうな話はなされていたということなんですけれども、担任は、それが要因であるのではないかとというように思っただけで対応しておりました。

- 高橋委員 学校側が不登校になる原因に思い当たることがあったので、そのお子さんが不登校を主な問題として抱えている子どもとして熱心に対応していこうとしていたということですよ、そのときは。
- 田中教育指導課長 まずは、それさえも直接的な原因かということがわからなくて、長期になった。そののころは何とか糸口が欲しいということで、何とか会いたいと、本人と話したいということをお伝えなんですけれども、父親からの折り返しの電話では、まだ子どものほうから話すには至らないというような回答が返ってきたと。そのうちに、別の、先ほどもお話をさせていただいたとおり、実家のほうに行かせ、もうここにはいないんだというような説明の中で、戻ってきてから話をするというところで話がとどまっていたところでございます。
- 森本委員 今回のお話を聞いて、やはり学校の中に虐待という文字が全く浮かびもしなかったということが今回の原因になったのかなというのは本当に思うんですけれども、そのために、だから、今後どうしていくかということもあるかと思うんですけれども、当該校においても、やはり要保護児童対策地域協議会ですとか、四者協であるとか、そういうところにはちゃんと参加はされていたんでしょうか。
- 田中教育指導課長 要保護対策のほうの会議につきましては、直近のものに校長が出ております。その中では、要保護対象の子どもは、当校にはいないというような報告だというように聞いております。つまり、全く虐待に関わる、あるいは要保護案件として、この問題をその時点でも捉えていなかったということです。
- 宮田委員 本当に痛ましい事件で、こういうことが二度とあってはいけないと思っております。新聞情報によりますと、2年ないし4年前から暴力事件があったということが報道されています。これは、きっと、家の方が言ったというよりは、周りの人から聞き込んで、そういうことがわかって報道されているのではないかと思うんですが、そういうことから考えると、もう少し前から学校のほうでも認識をするということがどうしてできなかったのかなと思うんですが、いかがでしょうか。
- 田中教育指導課長 なるべくたくさんのお話を聞いて、そして判断に至るようになれば、この問題が起きなかった可能性があるなというふうに私たちも痛恨の思いでございます。まず、小学校時代ですが、私どもは、小学校の当時の担任、そして、副校長、校長から、地域、あるいは子どもから、暴力を受けたであるとか、あるいはこの御家庭についての情報がなかったことを確認いたしました。小学校段階ではなかったということをお聞き及んでいます。そして、中学校段階の情報ですが、まずは、近隣等からの情報はなかったということについては先ほど報告したとおりでございます。例えば健康診断時に気がつくことはなかったのか。これは、毎年5月に内科検診をやりますので、上半身裸を確認している状態です。あるいは12月に脊柱側弯検診をやりますので、そこでのあざ等の情報はなかったのかということを確認

認しましたが、医師等からのそのような指摘はなかったというふうに聞いておりますので、残念ながら、現時点では、それに関わる情報というのが、この顔にあざがあったというような2件でとどまっている状態でございます。

- 高橋委員 非常に単純な質問になりますけれども、顔の右目のところにけがとしてのあざをつくってきた、その時点で、その事象が誰の目にも明らかであれば、そこで通告する義務があるわけなのに、そこで通告しなかったということが問題になっているわけなんですけれども、その原因が、先ほどおっしゃっていただいた、虐待への認知についての認識が低かった、感度が甘かったというお話だったんですが、そこにちょっと違和感を感じていまして――。小学校の生徒であれば、右目にあざをつくってきた時点で多分大騒ぎになると思うんですが、中学校になってしまうと、それほど――。先ほど、発達段階において――発達段階においてのことはちょっとよくわからないので、また御説明いただきたいんですが、それほど認識が先生方、学校のほうで変わってしまうものなんでしょうか。
 - 田中教育指導課長 まず、先ほど申しましたように、これは通告すべき事案であると、してもらいたかったと。そして、おおよその学校で、本当であればおおよそ全ての学校で通告がされるものだというふうに私たちも思います。そして、今回これが行われなかった。このことについては、当該校による課題なのか、学校種による課題なのか、西東京に係る課題なのか、それとも全体的な課題なのかについては、まだそこまでの認識というものはしておりません。ただし、小学校の校長にこの間、何人も聞く中で、これは間違いなく通告すると。中学校の校長に聞いても、おおよその校長は通告するというふうに言います。ただ、ケース・バイ・ケースという答えをする校長もおりました。つまり、そのところに、中学校の子どもは逃げられる、あるいは、依存度を低めて、友達に話せる、あるいは悩み等を携帯端末等と言えるというような、もし思いが教員にあるんだとしたら、それは間違いであり、正してもらいたいというふうに今現在思っているところです。発達段階による特性はあるかもしれませんが、今回の事例は通告すべき事案だったというふうに考えます。
 - 森本委員 今後の中でですけれども、今現在、スクールソーシャルワーカーの活動については、どのようになっているか教えていただけますか。
 - 渡部教育支援課長 スクールソーシャルワーカーにつきましては、当市におきましては1名おります。スクールソーシャルワーカーは今の1名のほかにはいないので、そのかわりとして、特に小学校なんですけれども、巡回相談員が――市の臨床心理士ですが、回ることに由りまして、その役割も担うというような形をとっております。その中で、その相談員にはスクールソーシャルワークに関する研修をしているところでございます。また、その相談員が上げてきたものに関してスーパーバイズするという役割をそのスクールソーシャルワーカーが行っている現状がでございます。
- 以上でございます。
- 森本委員 スクールソーシャルワーカーのような形で、やはり学校と外の機関とかを結んでいく役目の方というのはとても大事だなと、今回のことで特に強く思うんですね。理想を言えば、各学校にそういう立場の方がいらっしゃるというのが一番ありがたいことだなと思うんですが、現在の場合、スクールカウンセラーであったりというのが、その役を担うとい

うことはやはり難しい状況なんではないでしょうか。

- 渡部教育支援課長 現状では、スクールカウンセラーは、役割としては違う部分がございますが、中学校の場合には、特に教育支援課自体に管理職からいろいろな連絡をいただいたりして、直接的に関わる部分が多いので、教育支援課のほうに入ってきた情報に関しましては、市の関係部署と連携を保っているいろいろな情報共有しながら調整できることが多くありますので、そういうような対処をしていたところでございます。
- 米森委員 今、当面の対策というか、短期的にいろいろおやりになるということは理解できますし、また、原因によって対応が変わるというのもわかります。これが特殊な事例ということで終わらせないためには、これからどうしていくかというのがあると思うんですが、この事例だけではなくて、学校だけではなくて、一般的にこういうケースがあり得るとなると、例えば不登校についても調査されているようですけども、不登校、非行の背景に何か虐待があるようなケースもあるというようなこともありますので、教育委員会とか担当の先生方だけでその全てを担い切るといのはなかなか現状難しい部分があると思えば、専門的な人を別につくって、タスクフォースといいますか、チームをつくって、そこで一元的にいろいろやるようなこともお考えにならないと、今後の発生を防ぐという意味でも必要なケースではないかという気もいたしますし、あと、やはり学校が目が届かないときには地域で守っていただくというのも重要な気がしますので、地域の方へどう啓発とか広報していくかというのも、学校でお考えいただくとか、児童相談所と学校が常に交流できるような仕掛けとか、今後に向けた活動を是非検討していただければありがたいと思います。

以上です。

- 田中教育指導課長 今後の地域との関わりについては——今、市長部局との調整を既に始めていまして、今後どうしていくのかというようなことを検討しております。また、今回、当該校につきましては、児童青少年委員の訪問も受けております。ただ、その中での情報共有について、この案件については出てこなかったということですから、今現在ある仕組みをどうしていくのか、機能しているのか、あるいは機能していないのかということも含めて、関係所管と、つまり四者協との関わりの中で、新たな検証を、そして、二度とこのようなことが発生しないための環境づくりは進めていかなければならないなというように思っております。

何よりも、1回目のときに、斜めからの、つまり地域であったり関係のそういうふうなものに感度が高い立場の者が入っていれば、通告にすぐに結びついたということは容易に予想できることです。この学校の中の組織体の中に、先ほど出てきたスクールソーシャルワーカーもそうですけれども、別の見地を持つ者がどう入っていくのかということについては、今後検証していきたいなというふうに思っています。

- 宮田委員 学級日誌みたいなものはつけているんでしょうか。
- 田中教育指導課長 当該校においてはつけております。
- 宮田委員 そうしますと、そこにはそういったような事例は書いてあったんでしょうか。
- 田中教育指導課長 記載してございません。
- 宮田委員 記載していないわけですか。

- 田中教育指導課長 はい。
- 宮田委員 それは、どうして、あざをつくったひどいことが起こっているにもかかわらず、そういうことが記載されていないのでしょうか。
- 田中教育指導課長 まず、学級日誌というものは子どもが記載するものなので、そのことについての認知度合い、つまり、2回目については、子どもたちがいる前で教員が確認していますから、周りの子どもたちは知っていましたけれども、あざがあって、父親にたたかれたというふうに記録に残すのは、やはり友達関係の中ではなかなか難しかったのかなというふうに思います。
- 宮田委員 教員が毎日書くような報告書はないんですか。
- 田中教育指導課長 週ごとの指導計画という週案というものがあります。その中には、まず、授業前に、例えばこういうような狙いでやっていきたいと。そして、授業後には、こういうところまで至ったというようなことを書く欄があります。そのような場を書く教員もございます。ただし、当該教員については、今現在、私どもは、記載されたというような、そういうふうな状況は持っておりません。
- 宮田委員 私は、今の授業計画で、どういう授業をやってどうなったのかということを書くのはもちろん結構だと思いますが、その他に、子どもに何か異変があったものは必ず書かせるということをする必要があると思うんですが、いかがでしょうか。
- 田中教育指導課長 今現在、仕組みの問題だと思いますので、そのことについては、今後、今あるものの中にどういうふうなものができるのかということについては考えていきたいと思っています。また、この子についての記録については、この間、教員から様々なことを聞き取る中で、何月何日にこういうことがあったということと言える部分も大変多かったので、個人持ちのメモのようなものはつくっているかもしれません。ただし、それがどのような形で校長に伝わったりとか、組織的に共有化されるかについては、教育相談部会の記録自体はありますけれども、あるいは、学年会での報告については私どもも情報を今持っています。ただ、個別にどういうものについて必要なかということについては、もう少し研究させていただけたらなというふうに思っています。
- 宮田委員 私は、毎日接している担任が、子どもたちの状況がどうだったか、気がついたことを必ず書き入れるようにしたらいいのではないかと思うんですね。それをデータベース化して、専門の方が見れば、虐待ということは考えていなくても、目にあざが入っていた子どもがいたとか、そういうことが書かれていれば、虐待ではないのというふうに自動的に判定されるのではないかと思うんです。それを、かなり個人的な教員の部分にしわ寄せをしますと、その人の感度によって報告がいかなかった。校長の感度もあり、教員の感度もあって。2回目は、今度は校長にまでもいかなかったということになるわけですね。ところが、目にあざがあるほど腫れているという状況を書くだけでいいわけです。それほど私は負担だとは思わないわけですが、そういうことを、皆それぞれについて、個々の子どもたち——それは、いじめとかけんかとか、そういうことも含んでですけども、毎日の、何があったかということ、断片的な言葉でもいいですから、入れていくようなシステムをつくって、そして、それがデータベース化していくことによって、いち早く対応ができるようなシステムができ

るのではないかと思うんですが、そういうことはいかがでしょうか。

- 田中教育指導課長 この間、私ども、週ごとの指導計画については、あったことを記載するようという指導はしてはいましたけれども、当該校においてはなされていなかったということですから、私どもの指導の在り方の問題でもあるかもしれません。そのところはもう一度見つめてみたいなと思っています。当然それは、校長、副校長が確認するシステムができていますから、委員のおっしゃったようなことが仮にこの学校で行われていたら、また別の感度の中で解決できたのかもしれないので、御提案のほうを受けていきたいと思っています。

まだ、ビッグデータの問題があると思います。様々な学校で同じような案件があったときに、どういうふうを集約をして、それを私どもの教訓として、あるいは物をもってというふうな角度もあるかもしれません。かつて厚生労働省の専門委員会の中で、このような事例をビッグデータ化して、どういうふうに役立てていくのかということについては、数年前に話し合われたということを知っていますので、そのあたりも含めて学んでいきたいと思っています。

- 宮田委員 ですから、私は、少なくとも当該校だけではなくて、西東京市全校のデータベース化をして、キーワード検索して専門家がこれは危ないケースではないのかということがわかるようにしないと、次にまた同じように――結局、いろいろなやり方でも、個人のセンスにかなりdependするんですね。研修したとしても。この程度だったらいいのではないかという許容範囲というものが必ず出てくると思いますので、そうでないようにするには、事実だけを書かせる。そして、一校一校カウンセラーを置くというのも、大変な経済的な問題もあると思いますので、それをちゃんと分析ができるようなシステムをつくることによって、より高度な見地から検討がなされて、それぞれの学校にいろいろな対応策がとられるような、例えばシステムができていって、小さい芽のうちに発見ができるというようなこともお考えいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

- 田中教育指導課長 私どもの今の情報処理のシステムの中で、今お話がされたものについて、できるだけ余地があります。その使い方等については、今後どういうふうにしていくのかということについて、今回の事例をもとに考えていきたいなというふうに思っています。学校によっては、今申し上げました週ごとの指導計画が電子化されているところがあります。そのような学校で、どのようにこのようなものが扱われているのかということにつきましても情報収集に努めまして、できるものであれば早急に――少し情報を集めていきたいなというふうに思っています。

- 宮田委員 それから、こういう大きな事故に至らないけれども、あらかじめ芽をうまく処理して、事故にならなかった、事件にならなかったというケースもあるのではないかと思うんですね。私は、そういうことを含めたデータベース化を是非やって未然に防げるようなことをしないと、個々の研修だけやっても、どうしてもその人の主観が入ってきますから、片や、通知すべきであった、いやいや、もろもろの事情を見ればそうでもないと思ったということで、データとして入っていかないということがあったら、結局、どういう研修をやっても、漏れというのは出てくると思うんです。ところが、事実だけを書いてもらう。それはコメント

なしにですよ。事実だけを書いてもらうことが極めて大事で、そのことをしっかり研修しておけば、その事実に基づいて、心理的な問題であるとか、いろいろな問題についての高い見識を持っている方がアナリシスして、早速、直ちに指導がいくとか、そういうようなシステムをつくるのが私はこういうことを二度と起こさない一つの方になるのではないかと考えております。

- 田中教育指導課長 重大な案件を記載するというのではなく、そこに至らなかった、俗に言うヒヤリ・ハットに関わるものだなというふうに思っています。そのあたりも受けとめる、あるいは伝える制度、あるいはシステムができるよう、こちらのほうでも今現在のシステムを見つめてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 竹尾委員長 学級日誌というか、何かあるんでしょう。そこに、今、宮田委員がおっしゃったように、コメントは要らないんですよ、事実を書いておいてもらえれば、それが積み重なって一つのデータベースになりますから、そういうことを研修等で指導していただければいいなと思ひますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。
- 森本委員 宮田委員がおっしゃったような、そういうデータベース化をしていくことがもちろんすごくいろいろなケースをわかっていくためにも、先生方にとってもいいことだなと思ひると同時に、教育委員会というか、先生方だけで抱えていく問題では決してないので、やはりさっきありましたように、のどかですとか児童相談所はもちろん、あと、民児協ですとか、そういったところとの関わりがどうだったのか、お互いに何が足りなかったのかというところは再度考えていただいて、例えば今回もありましたように、近隣住民や保護者から何もなかったというところで、やはり保護者の方の中にも、どこに言えばいいかわからなかったとかという方がいらっしゃったというようなお話も聞いております。そういうことについては、毎年11月は虐待防止月間で、子ども家庭支援センターなどは必ず市報などにも載せていらっしゃると思うんですけども、結局、その広報活動も、やはり現実的には足りていなかったということになろうかと思うので、そういうことも学校と連携することによって、学校の中でそのところをもっと啓発活動ができるのではないかとか、お互いに、どこかだけがやるのではなくて、全体でやっていくようなシステムもつくっていただけたらいいかなと思ひます。

あと、要保護児童対策地域協議会などでも、やはりお話を聞いていると、どうしても幼児が中心になっているというような話を聞いております。確かに幼児というのは本当に守らなければいけない、自分では何もできないお子さんを守るというところから立ち上がったものではあるかとは思ひますけれども、やはり現実にもこうやって中学生でも——中学生だから大丈夫ということは決してないわけで、その辺の意識がお互いに、多分、開催なさっているほうとしても、中学校は大丈夫だろうという感じの意識がおありになったのかもしれない、中学校のほうも、小さい子は大変だねで、ひょっとしたら終わっていたのかもしれないというようなところもありますので、お互いにその辺の意識も、全児童・生徒を見ていくんだという気持ちで取り組んでいただくことと、あと、さっきもおっしゃいましたけれども、地域の目というのはやはり大切だと思ひますので、どれだけ地域が見守っていけるかということこれから考えていただきたいと思ひます。

あと、今は多分、これからしばらく先生方はとても緊張感を持って対処していかれると思いますけれども、残念ながら、先生方というのはどんどんかわっていかれますし、市外から入られた先生が同じような意識を持ってくださるかどうかなどというのは、やはりこれから先、とても不安ではあるところだと思うんですね。あと、先生に限らず、やはり年月がたつと、どうしても風化していってしまうところはあると思うので、その辺が風化されないように――前に、江戸川の事件があったときも、もう二度とこんなことは起こさないということで、皆さん、東京都の中でもそういうことを共有してきたはずなのに、やはり起きてしまったということはあるので、今後、絶対にこういうことがないようにしていくということの意識を本当に確実に皆さんの中に植えつけていかれるようにしていただきたいと思いますなと思っております。

- 田中教育指導課長 確かに、これまでの虐待に関わる施策や対応は、年齢が下にいくほど厚かったというふうな認識は持っていますけれども、残念ながら、西東京という、この町の中で、中学校という特別な事案、そして、自死に至ってしまったということ、この二つは大きなことだなというふうに思っています。ですから、これまでやってきたことというのが本当に全て機能していたかということについては、私どもは教育の立場から検証していきたいなというふうに思っています。

また、関係所管も、先ほど申しましたとおり、感度を高め、意識を高め、やろうとしているところがございますので、そのあたり、市長部局との関係も、この間、強く持ち続けてきたつもりだったんですが、もう一度、見つめてみたいなと思っております。

- 宮田委員 あと、組織的な問題としては、もしかすると、学級、学校、そこで問題を解決することがいいんだと思っている人たちが多いのではないかと。教育委員会まで持ち出すとマイナスの点がつくのではないかなというふうな心理的プレッシャーがあるのかなのか、その点をしっかり検証していただいて、むしろ自分が抱え込んでこういう問題が大きくなったときにはかえって大変なんだよと、それをできるだけ多くの人に話をして問題解決したほうがいい。特に、教育委員会、さらに児童相談所、そういったところ、大勢で、みんな、1人の命を守るというシステムがいいんだということの検証を是非やっていただかないと、小さいところで解決してやったらそれでいいと、そうすると情報が上がってこなくなるわけですね。そういう小さいところで解決することがいいんだという考え方がもしあったとしたら、是非それは払拭していただいて、みんなで命を守るんだということを徹底的に言っていただかないと、同じようなことがまた起こる可能性があるのではないかなと思うんですが。まさか、教育委員会等に知らせてきたら減点になるとか、そういうことはないでしょうね。
- 田中教育指導課長 まずは、命を救うために何でもしていききたいなということがあります。もし私どものところに敷居の高さがあるのであれば、なるべく学校のそばに寄り添って一緒に対応することで、その敷居の高さを払拭していききたいなというふうには思っております。
- 宮田委員 その辺は、是非アンケートなんかで調べて、本当にどうなのかということを経験者の皆さんの忌憚ない意見を聞いていただいて、我々自身も多々改善することがあるのではないかなと思うんですね、こういう事件が起こって反省しますと。是非バリアがない、透明な教育委員会で、そして、それを早くまた、命を守る部局に伝えられ、みんなでケアができるよ

うなシステムにしたらいいのではないかと考えています。

- 高橋委員 やはり周りを幾ら固めても、毎日接している先生方、学校が意識を変えていくのがまず大前提だと思うんですが、システムや高い見識の方やソーシャルワーカーやカウンセラーなどの専門家をたくさん投入するのはいいかもしれませんが、私は母なので、もっと原始的な見方から見ますと、物を子どもの目線になって考えてあげているかということが、先生方がちゃんとできているかということ。研修を幾ら重ねても、まず、子どもの目線に立っているのかなというところがとても疑問なんです。というのは、今回、虐待に気が付かなかった要因として、子どもに聞いてみたら、「大丈夫だから、毎日ではないから」と答えたから大丈夫だと思った、虐待ではないと思った。それは教師目線だと思うんですね。子どもの目線に立って考えたら、目にあざができるほど殴られているという、その子の気持ちというものをよく考えてあげたら、気が付かないということはないと思いますし、もしその子どもの言っていることを信用して虐待と認識しないのであれば、子どもが大声で叫んで、「助けてください、僕、虐待されています。」と言わなければ、助けてあげられないことになってしまうんですね。なので、専門的な知識、それも必要だとは思いますが、もっと感覚的なことですよ。担任に寄り添う、目の前の子どもたちの気持ちに寄り添うという非常に基本的なこと、それをまず大事にしてもらいたいと思います。

それから、もう一つは、先生方のお仕事として、保護者対応というのが一つのルーチンワークになってしまっていますよね。この場合も、8日間のうち14回電話をして、大変熱心に保護者対応をしていただいていたんですけども、そこで子どもの姿を一度も見えていないし、それは子どものことが全く置き去りにになっているし、先生としては、保護者対応は一つの大事な仕事なので、その保護者とうまくコミュニケーションをとることで、その御家庭での問題を解決したような気になってしまっていたのではないかと思います。それは、先生の責任ではなくて、教育委員会全体の大変大きな課題であると思います。そういった部分を是非含めて、今後の対応につなげていっていただきたいと思います。

- 田中教育指導課長 今回の御指摘は、教員の資質能力に関わるものだと思います。例えばいろいろな能力を高めるような研修というのは、体系立てて私どもも考える中で、その根底にある資質の部分はどうやって高めていくのかということについては、悩ましい問題だとは思いますが、ただ、今回、そのところが一番大切だったところだと私たちも思っておりますので、まず、当該校をどうしていくのか、そして、この西東京の学校をどうしていくのかということを考えて、御期待に沿えるように頑張っていきたいなと思っております。
- 高橋委員 人権教育とか道徳教育とかで、子どもたちに、まず相手の気持ちになって考えることというのを先生方は教えているわけですよ。ですから、是非見本になるような、御自身からそういった気持ちになれるようにしていただきたいと思います。
- 竹尾委員長 大変たくさんの御質疑をいただきまして、本当にありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上で報告事項（1）市立中学校第2学年男子生徒の死亡事案の発生についてを終わります。

○竹尾委員長 日程第2 議案第34号 教育財産の取得について（申出）及び報告事項（2）
下野谷遺跡国史跡指定についての意見具申について、を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第34号 教育財産の取得について（申出）、の提案理由を説明申し上げます。

下野谷遺跡国史跡指定に向けて、下野谷遺跡公園両隣の土地を地権者より用地売却の同意を得られたため、教育財産の取得について市長に申出をする必要が生じたものでございます。

議案の詳細及び関係する報告事項につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○山本教育部副参与兼社会教育課長 議案第34号 教育財産の取得について（申出）について、教育長に補足して説明申し上げます。

本議案は、東伏見六丁目272番5ほか6筆のうち、5,364.33平方メートルを国史跡指定予定地として、地権者との合意が得られましたので、教育財産として購入するために市長に申出をするものでございます。

添付書類を御覧ください。網かけ部分が下野谷遺跡公園であり、その両隣、太枠部分が購入予定地となります。現在は生産緑地及び市街化農地となっておりますが、縄文時代の集落跡の下野谷遺跡として保存状態がよいと評価されている場所でございます。

次に、関係する報告事項（2）「下野谷遺跡」の史跡指定についての意見具申について（進達）を報告申し上げます。

下野谷遺跡につきましては、関東でも最大級の縄文時代の集落遺跡と評価されております。特に下野谷遺跡公園周辺は保存状態が良好であることから国史跡の指定を検討してまいりましたが、このたび議案第34号で教育財産の取得について（申出）の御審議をお願いいたしました土地の所有者及び国並びに市から国指定の同意を得られました部分について、文化財保護法に基づき東京都教育委員会を經由して文部科学大臣に意見具申をいたしました。

3ページを御覧ください。文部科学大臣に意見具申をいたしました写しとなります。

意見具申の内容につきましては4ページを御覧ください。1 指定対象の名称、2 指定等の対象の所在地、3 指定等の対象地域の面積、この面積につきましては、このたび国指定に同意をいただきました1万2,511.92平方メートルでございます。4 指定対象地域の土地所有関係の概要、5 指定等の対象の現状及び現在までの調査・保存の経緯、A 指定等の対象の現状、関東でも最大級の縄文時代の集落史跡であり、縄文時代中期の典型的な環状集落の全域を都市部で保存できる貴重な地点であることを記載してございます。

5ページを御覧ください。B 現在までの調査成果と文化財の価値、住居が環状にめぐる縄文時代中期の南関東における典型的な構造を持つ直径150メートルほどの環状集落であり、良好に保存されていることを記載してございます。

7ページを御覧ください。C 保存の経緯、近年、周辺地域は開発が著しく、貴重な遺跡を確実に、早急に保護するために、史跡指定に向けた意見具申に至ったことを記載してございます。

8ページを御覧ください。D 主な調査歴及び関連報告書、6 指定等の対象の将来にわ

たる保護の計画、西東京市が管理団体としての指定を受ける予定で、引き続き指定候補地内にお住まいの方の御理解、同意を得て追加指定に努めるとともに、適切に保存していくために保存管理計画を策定して保護していくことを述べてございます。史跡をまちづくりの核に位置づけることとして展示施設を計画する予定であり、生涯学習活動を担う重要な場と位置づけていく予定であることを記載してございます。

9ページを御覧ください。7 指定等の対象地域についての他の法令による規則・開発の状況から成っております、下野谷遺跡の状況及び保存の取組がわかる構成となっております。

意見具申を受理した後の国のスケジュールでございますが、秋には文化審議会に諮問がされ、答申がなされますと来年には官報で告示がされます。これをもって国史跡がなされる予定となっております。

私からは以上でございます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第34号 教育財産の取得について（申出）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○竹尾委員長 日程第3 議案第35号 平成26年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第35号 平成26年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、の提案理由を説明申し上げます。

平成26年度の西東京市一般会計予算のうち、教育関係予算に関しまして、平成26年9月定例市議会に提案を行う日程上から緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、教育委員会事務委任規則第5条の規定により、平成26年8月6日に専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○櫻井教育部長 それでは、議案第35号 平成26年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、教育長に補足して説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料を1枚おめくりください。専決処分書の部分を御覧ください。

まず、歳入でございますが、14款都支出金といたしまして188万2,000円の増額を計上しております。内容につきましては、14款都支出金で、東京都の委託金10分の10事業といたしまして、オリンピック教育推進事業費及び外国語活動アドバイザー活用事業費を計上するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、10款教育費の1項教育総務費に188万2,000円の増額を、2項小学校費に392万8,000円の増額を、3項中学校費に575万4,000円の増額を、5項社会教

育費に1,337万9,000円の増額を計上するものでございます。

主な内容を説明申し上げます。

1項教育総務費のオリンピック教育推進事業費148万2,000円でございますが、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されることが決定されたことを踏まえ、オリンピック教育を推進するための事業でございます。本年度の推進校は、保谷小学校、芝久保小学校、本町小学校の3校でございます。次に、外国語活動アドバイザー活用事業費40万円は、中学校英語科教員経験者等を小学校に派遣し、小学校教員が単独で外国語活動の授業を円滑に実施できる指導力を身につけさせることを目的とした事業でございます。今年度の派遣小学校は、碧山小学校、芝久保小学校の2校でございます。

2項小学校費の教育振興事業費357万8,000円及び特別支援学級運営費35万円は、国土交通省の通達による貸し切りバス運賃料金制度の移行に伴うバス借り上げ料の支出見込み増によるものでございます。

3項中学校費の学校運営管理費175万円は、市民からいただきました寄附をもとに、市立中学校全9校にミスト発生装置を装備、購入するための経費を計上するものでございます。次に、教育振興事業費400万4,000円は、小学校費と同じく、バス借り上げ料の支出見込み増によるものでございます。

5項社会教育費の文化財保護事業費1,337万9,000円は、下野谷遺跡国史跡指定に向けた経費でございます。

私からの補足説明は以上でございます。

- 竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 宮田委員 社会教育費なんですが、720万のものを買うのに鑑定料が500万で、時間外勤務が100万というのは何かバランスを欠いているような気がするんですが、700万の土地の鑑定料が500万というのはいかにも高過ぎるような気がするんですが、いかがでしょうか。
- 山本教育部副参与兼社会教育課長 まず、土地の購入費720万5,000円につきまして説明を申し上げます。これは土地開発公社を使いまして先行取得をする予定となっております。その先行取得に対します利子分という考え方でございます。
それから、土地鑑定委託料につきましては、今回購入する土地につきましては、金額がかなり張っております。それに対する鑑定料でございまして、3社から鑑定をしていただくこととなっております。鑑定委託料につきましては、購入する金額に合わせて鑑定費用という、料率が決まっておりますので、それに合わせて計上したものでございます。
以上でございます。
- 竹尾委員長 購入費はもっと高いんですね。どれぐらいなんだろう。公社が先行取得する費用はどれだけかというふうに言ったほうが、そうするとわかりやすい。
- 宮田委員 いや、だから、これを見ていますと、遺跡用地購入費、先行取得とか書いてありますが、私はわからないので、購入費が720万円で、それに対して土地鑑定委託料が512万1,000円だというふうに見えるわけですね、この書き方で。だから質問したんですが、もっと何億円もするということなんですか。
- 山本教育部副参与兼社会教育課長 土地開発公社が別途購入をいたす形になります。費用と

しましては、これは財産価格審議会で諮らないと正式な金額はちょっと述べられないんですが、10億を超える金額となつてございます。その公社の借りに関する利子分を私どもの教育委員会で負担するという考え方でございます。

以上でございます。

○竹尾委員長 よろしゅうございますか。

○宮田委員 はい。

○竹尾委員長 確かにこれだとね。

○宮田委員 書き方がちょっと、わかりません。

○竹尾委員長 注で書いておくとか、何かしたらよかった。

○森本委員 ミスト発生装置というのは、具体的にはどういったものなんでしょうか。

○宮坂学校運営課長 今回のミスト発生装置につきましては、市民からの寄附をもとに、夏季の体育の授業、またクラブ活動等の運動時の熱中症対策として整備を考えております。具体的にこのミスト発生装置といったものがどういったものかと申しますと、粉末状の細かい水をファンで送り込みまして、それで涼しむといったような装置でございます。したがって、細かい水が飛びますので、基本的には屋外。屋内で使いますと床が濡れますので、そういった使い方を考えておりますけれども、ただ一方で、こちらのほう、一回つけたら据えつけというものではなくて、移動ができますので、例えば屋内運動場の出入り口とか、こういったところにつけますと、体育館を使用する場合にもある程度運用がきくかと考えております。最近ですと、富岡製糸場の出入り口などにもそちらのほうを設けているようですね。

以上でございます。

○高橋委員 このミスト発生装置は非常にいいと思います。熱中症対策にはとても効果的ですよ。高校の部活動などにも使っているところがたくさんあるので、是非取り入れていただきたいと思います。

○竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論なしと認めます。

これより議案第35号 平成26年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○竹尾委員長 日程第4 議案第36号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第36号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、平成26年8月1日付の人事異動に伴う教育委員会の職員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

詳細については事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 櫻井教育部長 議案第36号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、教育長に補足して説明申し上げます。

恐れ入ります、次ページの専決処分書を御覧ください。教育委員会事務局職員の異動のほか、市長部局への出向に関するものでございます。

異動の内容につきましては、表の部分を御覧いただきたいと思っております。平成26年8月1日付人事異動でございますが、学校運営課経理係主査でございます栗林敬子が学校運営課経理係長となるほか、4名が教育委員会へ出向となり、それぞれの部署に配置をいたします。一方、学校運営課経理係長でございます名古屋洋一郎ほか1名につきましては、市長部局へ出向となります。

以上、職員の人事につきましての説明とさせていただきます。

- 竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第36号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

-
- 竹尾委員長 日程第5 議案第37号 平成26年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成25年度分）について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 江藤教育長 議案第37号 平成26年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成25年度分）について、の提案理由を説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、西東京市教育委員会の平成25年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況等について点検及び評価を行い、その報告書を議会に提出し、市民に公表するため、御決定をいただきますようお願いするものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 早川教育企画課長 それでは、平成26年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成25年度分）報告書（案）について説明申し上げます。

この報告書（案）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、平成25年度における西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価したものでございます。平成19年度分から平成24年度分に引き続き、今回で7回目の報告となります。

報告書（案）を作成するに当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定により、有識者の知見を活用するため、3名の有識者の方に御意見をいた

いただきました。2回の会議を開催し、目標設定や評価の考え方など貴重な御意見をいただきながら報告書（案）を作成してまいりました。

それでは、報告書（案）に基づきまして、簡単に説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料をおめくりいただきまして、目次を御覧ください。

まず、この報告書（案）の構成でございます。

第1では、「概要」といたしまして、平成25年度の西東京市教育委員会における事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、総括的に取りまとめております。次に、第2では、西東京市教育委員会の教育目標について掲載しております。次に、第3では、「西東京市教育委員会の平成25年度の主な活動・事業の目標と実績、評価と課題」ということで、教育委員会における特に重要な課題について10項目を抽出し、それぞれ目標、実績・成果、評価と課題に分けて掲載しております。また、「(11) その他」として、東日本大震災後の取組、食物アレルギーに対する取組及び2学期制に関する取組の3点に関しまして、まとめて記載をさせていただいております。次に、第4では、事務の管理及び執行状況並びに評価について、(1) から (3) ということで、三つの視点から掲載をしております。最後に、第5では、有識者からの意見を掲載しております。

報告書（案）全体の構成は以上でございます。

それでは、報告書（案）の内容について、順次説明いたします。

恐れ入りますが、1ページをお開きください。まず、第1の「概要」でございます。ここでは平成25年度分の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について総括的に取りまとめております。平成25年度の主な事務事業として10項目を今回抽出しておりますが、これらの事務事業の目標設定に当たっては四つの項目を基本としております。1番目が、「西東京市教育計画」、「総合計画」等の各種計画の着実な推進を図ること。2番目として、現在直面している行政課題、または、新たな行政課題に対して積極的に取り組むこと。3番目が継続中の事業の一層の充実を図ること。4番目が継続中の事業の見直しを図ることです。以上の4項目を基本として目標設定を行い、この目標に沿って各種事務事業の執行状況を点検・評価しております。全体として「実績・成果」、あるいは「評価と課題」の検証において、おおむね各項目とも平成25年度の目標を達成することができたと評価しておりますが、建替・長寿命化及び大規模改造等事業、学校施設適正規模・適正配置の検討等、大きな課題については、引き続き次年度以降の実施に向けて取組を継続する考えであるとしております。

次に、2ページの第2についてでございます。2ページ上段で西東京市教育委員会の教育目標を、下段で平成25年度における主要施策を掲載しております。

次に、3ページを御覧ください。「第3 西東京市教育委員会の平成25年度の主な活動・事業の目標と実績、評価と課題」につきまして、(1) から順に概要を説明いたします。

初めに、(1) といたしまして、「学校施設適正規模・適正配置の検討」でございます。こちらにつきまして、4ページを御覧ください。平成25年度は下段からの記載になります。

まず、児童・生徒数の減少により小規模化する学校への対応といたしまして、小規模校4校の統廃合について、保護者を含む市民意見交換会や市民説明会、保護者を含む市民3,000人を対象とした意識調査、その他保護者代表者からの意見を踏まえまして、庁内検討委員会

における検討結果を平成24・25年度における検討経過最終報告書として取りまとめ、教育長に報告をいたしました。本検討結果報告に基づき、平成25年第11回教育委員会定例会において、小規模小学校4校（住吉小学校、泉小学校、保谷小学校及び本町小学校）の適正規模・適正配置に関する基本方針を決定し、平成27年3月31日をもって泉小学校を閉校とし、住吉小学校を指定校とする等の方向性をお示しいたしました。また、平成26年第1回西東京市議会定例会において、西東京市立学校設置条例の一部を改正する条例が議決され、市立学校を定める条例中の別表から泉小学校を削除する旨及び施行日を平成27年4月1日とする旨が議決されました。こうした方向性に基づき、保護者、学校関係者や学校長等で構成する平成25年度西東京市立学校統合協議会を設置し、泉小学校の通学区域を引き継ぐ隣接校の平成27年度からの新通学区域について協議・検討を行い、検討結果を取りまとめ、提言書を教育長に提出しております。

次に、中原小学校・ひばりが丘中学校の建替えについてでございます。西東京市立中原小学校及び西東京市立ひばりが丘中学校建替準備検討協議会を設置し、平成24・平成25年度の2箇年をかけて、平成23年度に庁内横断的な組織で検討いたしました建替案を検証するとともに、建替えに伴う検討すべき課題の整理を行い、報告書を教育長に提出しております。

次に、6ページを御覧ください。「(2) 学校施設の整備」についてでございます。市立小・中学校の適切な老朽化対策を進めるべく、建替・長寿命化及び大規模改造等事業にかかる基本的な考え方を含めた事業計画の検討を行いました。今後も児童・生徒数の推移や地域の実情を勘案し、学習指導要領や特別支援教育などの学習環境の変化に応じた地域や時代のニーズに即したものとして、第2次西東京市総合計画との整合を図りながら事業計画の検討を進めてまいります。また、教育環境の整備については、ヒートアイランドの抑制となる校庭芝生化工事を小学校で1校、また普通教室への空調設備設置工事を小学校12校で実施しております。さらに、普通教室への空調設備設置に係る事業については、平成25年度をもって全小・中学校での整備を完了しております。

次に、7ページを御覧ください。「(3) 中学校給食の実施に向けた取組」でございます。こちらは、平成23年度・24年度に中学校給食を順次開始し、平成25年4月から全ての市立中学校で親子調理方式による給食が導入されました。実施に当たっては、親子給食運営協議会を設置し、調理校となる小学校と意見交換等を行い、連携を図りながら進めているところです。今後も小・中学校の連携を強化し、円滑な事業の実施に向けた取組を継続的に行ってまいります。

次に、「(4) 学校への人的支援（学習支援員配置事業）」でございます。これは、小学1年生の学級に発生する、いわゆる小1プロブレムに対応するために学習支援員を配置するというものでございます。平成25年度は10校に11人の学習支援員を配置いたしました。配置した10校の校長からも学習支援員の配置は効果的であるとの評価を得ているほか、保護者からも配置による効果をもとめられているところでございます。今後は、学習支援員と担任とがさらなる共通理解を図り、より効果的に連携した指導・支援ができるよう、また多様化した配慮を要する児童についても柔軟な支援ができるよう研究してまいります。

次に、8ページ、「(5) 情報教育の充実・整備」でございます。児童・生徒がコンピュ

ータやインターネットを活用し、情報社会に主体的に対応できるよう、ICT環境を充実するとともに、情報モラル教育の充実を図ることを目指しました。教育現場においても、コンピュータ教室機器や授業用機器の活用を推進し、児童・生徒の情報化社会への適切な対応や学力向上等を目指しております。また、学校事務においても、ICT機器を積極的に活用し、事務の効率化や情報管理の強化を図っております。平成25年度は、教材をスクリーンに拡大して投影する教材提示装置を小学校へ6台、中学校へ3台導入し、全市立小・中学校への設置が完了しました。また、校務用機器のパソコン及びプリンターの入替えを実施したほか、学校へのICT支援について、業務委託契約を3年契約とし、継続性を担保することにより、支援員のスキル向上及び学校との信頼関係を構築する等、支援体制の強化を図っております。今後は、ICT機器の構成や保守体制の最適化を図りながら、タブレット端末の活用など新たな授業スタイルの調査・研究を進めてまいります。

次に、9ページをお願いいたします。「(6) 特別支援教育の推進」でございます。平成25年度におきましては、特別支援教育検討委員会等での検討による平成24年度における検討経過報告書を踏まえ、平成26年度からの教育計画への反映とともに、具体的な施策を教育支援推進プランとしてまとめております。あわせて、保護者向けとして、個に応じた教育支援の仕組みをわかりやすくまとめたリーフレットを作成いたしました。また、こうした仕組みについて小・中学校への浸透を目指した特別支援学級教員向け研修会の開催や、教育支援ツールの市内21校での試行的な活用等により校内委員会の充実を図ってまいりました。前年に引き続き、保育園などから小学校への円滑な移行を図るため、教育支援アドバイザーの派遣等を行い状況把握等に努めるなどのほか、ほかにも校内での支援や学校と教育委員会との連携強化を図る取組を実施いたしました。今後は、教育支援推進プランで示した具体的な施策の確実な実施に向けた進行管理とともに、(仮称)教育支援推進委員会での検討を進めてまいります。

次に、10ページをお願いいたします。「(7) 不登校児童・生徒への対応」でございます。こちらにつきましては、中1不登校未然防止や不登校からひきこもり状態になることの予防、改善を目指しているものです。中1不登校未然防止の取組が定着してきており、組織的な対応が図られております。入学前からの小中連携シートによる情報交換、不登校対策委員会での細やかで丁寧な話し合いによる効果も見られ、今後は校内委員会等でも教育支援ツールを活用し早期発見・早期対応に努めてまいります。

11ページをお願いいたします。「(8) 生涯学習の推進」でございます。こちらは、平成21年3月に策定された西東京市生涯学習推進計画に位置づけられた施策をより一層推進するため、生涯学習推進の方向性を示した西東京市生涯学習推進指針を策定いたしました。今後は生涯学習情報の整備の在り方の検討を進め、生涯学習の推進に向けた組織体制の構築を図り、生涯学習情報の整備・活用を推進してまいります。

次に、11ページ、「(9) 公民館の運営体制の見直し」でございます。西東京市地域経営戦略プラン2010(第3次行財政改革大綱)に基づき、公民館機能の充実と運営の効率化を図るため、運営体制の見直しを行うとともに、公共施設の適正配置等に関する基本計画の検証を行ってまいりました。公民館独自の事業評価を行うための「西東京市公民館の事業評価の

あり方について」の答申を受け、事業評価の内容について職員によるプロジェクトチームでの検討を行い、公民館運営審議会での意見等を集約しながら評価表を作成いたしました。また、公共施設の適正配置等に関する基本計画での取組項目の検証については、夜間時間帯の利用率の低い芝久保公民館において、利用促進を図るため、一部自習室として開放する方針を定め、試行的な運用へ向けた環境整備に取り組んだところでございます。

次に、12ページを御覧ください。「(10) 図書館の運営体制の見直し」でございます。公民館と同様に、西東京市地域経営戦略プラン2010に基づくICタグ資料管理システムの活用や事務の委託化など運営体制の見直しの結果、カウンター業務の効率化とともに、読書相談やレファレンスサービスの充実に大きな効果があらわれているところでございます。

次に、「(11) その他」でございます。こちらにつきましては、東日本大震災後の取組、食物アレルギーに対する取組及び2学期制に関する取組についてまとめたものでございます。

まず、東日本大震災後の取組の1点目、児童・生徒への防災教育についてでございます。地震や台風などの自然災害についての理解を深め、避難や身を守る方法などの具体的な対応を学ぶ災害安全に関する指導を学校安全計画に位置付け、また、平成23年度末に策定した西東京市立学校災害時対応マニュアルに基づき、地域と連携した学校の防災体制の充実に努めるとしております。

13ページになります。2点目に、学校における放射線対策でございます。環境保全課が実施している市内の空間放射線量測定に協力し、栄小学校、田無第二中学校、田無第三中学校において継続して測定を行っているほか、給食食材の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認しております。

3点目に、学校施設の非構造部材の耐震化についてでございます。文部科学省作成の「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」に基づき、専門技術者による点検を実施しております。引き続き安全性の向上に努めてまいります。

4点目、学校運営における節電対策についてでございます。公共施設の夏期及び冬期の節電対策に関する実行計画に基づき、各小・中学校の施設状況等に合わせて具体的な対策項目及び節電目標値について定めた節電行動計画を策定し、節電に取り組みました。

続いて、5点目です。学校避難所の運営協議体制についてでございます。地震等の災害が発生した場合において、市立小・中学校に円滑に避難所を開設、運営ができるようにするとともに、地域の防災意識等の向上を図ることを目的として、平成25年2月に全小・中学校に西東京市立学校避難所運営協議会を設置し、避難所の基本的なルールづくりなどに取り組みました。

14ページをお願いいたします。次に、食物アレルギーに対する取組についてでございます。教育委員会では、文部科学省監修のガイドラインに基づく「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」等を活用した対応を行っております。平成25年度においては、アレルギー疾患に対する知識及び技術の向上・定着を図るため、研修会を実施いたしました。

次に、2学期制に関する取組についてでございます。2学期制は、小学校1校、中学校2校において、平成15年度から試行的に実施してまいりました。実施から10年を迎え、この間の効果と課題について検証し、平成25年度をもって2学期制の試行を終了し、平成26年度か

ら全市立小・中学校で3学期制とする方針を決定いたしました。3学期制の全校実施に当たっては、児童・生徒及び保護者等関係者への十分な説明を行い、円滑な移行に努め、支障なく実施されているところでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。「第4事務の管理及び執行状況並びに評価について」でございます。

まず(1)として、西東京市教育計画関係について、この計画に掲げている全ての事務事業のテーマごとに、その取組状況と今後の予定及び達成度等について、17ページから68ページまでに記載をしております。達成度の見方につきましては15ページにお示ししていただきます。全体といたしましては、「おおむね達成」のA、または「一部達成し、今後更なる充実を図っていく」のB評価がほとんどでございます。

次に、69ページをお願いいたします。69ページ、(2)の「教育委員会の活動状況」についてでございます。教育委員会の開催状況などを69ページから74ページまでに記載いたしました。

続いて、75ページをお願いいたします。75ページ、(3)では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条関係の事務の管理及び執行状況について、75ページから97ページまでに記載しております。

続きまして、98ページをお願いいたします。98ページ、第5といたしまして、点検・評価に関する有識者からの意見でございます。

まず、武蔵野大学の上岡教授でございます。「全体としては、管理及び執行の状況は前年度の課題を基に大変丁寧に取り組まれており、十分に実行されていることが確認でき、評価できる。」との御意見をいただいております。

続いて、99ページをお願いいたします。埼玉大学、渋谷名誉教授でございます。「全体として細かいところにまで目が行き届いた教育施策を展開しており、また平成25年度について見た限りおおむねすべての面で良好に遂行したと認められる。」との御意見をいただいております。

次に、100ページをお願いいたします。西東京市社会教育委員の矢野委員でございます。「全ての項目において前年度より充実されていることが評価できる。今後更なる取組を期待したい。」との御意見をいただいております。

このたびの有識者の方々の御意見につきまして、今後の更なる取組の充実や次回の点検・評価に反映してまいりたいと考えております。

報告書(案)の概要につきましては以上でございます。

なお、本日、教育委員会で御決定賜りましたら、市議会への提出並びに市民の皆様にはホームページ等で公表してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森委員 評価の項目は自己評価ということで、担当のところで自分で評価されて、第三者性はこの学校の先生、学識経験者に評価してもらって、中身を改めてもらったという位置付けでよろしいんですか。

- 早川教育企画課長 そのようなやり方で審議をしていただいたところでございます。
- 竹尾委員長 ほかにございますでしょうか。特にございませんか。まあ、量が膨大ですから、よく検討しないとあれでしょうが。
- 宮田委員 今ずっと見ているんですが、C評価ってなさそうなんです、どうなんですか。
- 早川教育企画課長 全体を通しましてCはございません。
- 宮田委員 去年よりよくなっているよね、たしかね。大変結構だと思います。
- 竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。

今、宮田委員から討論に属する分の評価が出されていると思いますが、いい評価をいただいておりますので。

御意見ありましたら――よろしゅうございますか。――討論なしと認めます。

これより議案第37号 平成26年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成25年度分）について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- 竹尾委員長 日程第7 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての御質問等を受けたいと思います。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成26年西東京市教育委員会第8回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 3 時 58 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員